

令2福情答申第1号

令和2年9月10日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(南区総務部総務課)

福岡市情報公開審査会
会長 田邊 宜克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和元年9月12日付け南区総第131-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市特定区で、預金を差し押さえた滞納国保料について、実際に通帳残高の差押えを実施した日付(通帳に差押えと載った日)と預金の種類、差し押さえた金額の一覧 対象日付:平成31年3月1日~3月31日」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市特定区で、預金を差し押さえた滞納国保料について、実際に通帳残高の差押えを実施した日付（通帳に差押えと載った日）と預金の種類、差し押さえた金額の一覧 対象日付：平成31年3月1日～3月31日」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、次の部分については、公開することが妥当である。

- ・ 差し押さえた金額

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和元年7月11日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和元年7月8日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、公開請求を行った。
- (2) 令和元年7月11日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年8月22日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、当審査会における口頭意見陳述、反論書及び補足意見書に対する反論書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

公開しない理由として「公開すると、徴収事務に支障を及ぼすおそれがある

ため。」としているが、なぜ支障を来すのかわからない。当該事務が適正に遂行されているかを判断するために公開請求したものであり、条例第1条の目的を阻害するものである。

(2) 反論書における主張

① 本件公開請求は、すべての滞納処分の実施日と金額の公開を求めるものではなく、預金に限定して請求したものであるので、弁明書にある理由は該当しない。

② 適切な手続で個々の預金資金に合わせた滞納処分（差押え）を実施していれば、差押実施日はランダムであり傾向などないはずである。反対に差押えの傾向があるならば、それは給与や年金、児童手当等の差押禁止財産の支給に合わせて滞納処分を行っているのではないか。仮にそうであれば、国税徴収法第76条第1項及び第2項並びに第77条（給与・年金等の差押禁止）、児童手当法第15条（児童手当の差押禁止）などに該当し、差押禁止の趣旨に反した違法な処分といえる。そもそも本件公開請求は実施機関が実施する差押えが、滞納者の生活状況や諸般の事情を考慮せずに画一的に実施されている現状から、給与や年金などの差押禁止財産を狙った、違法若しくは不当な処分が行われていないかを検証するためのものである。

③ 滞納処分を免れるために財産の隠蔽や処分を行うなど、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるという点についても、本件公開請求による差押えの明細は個人を特定するものではなく、あくまでも実施機関の行政手続が市民に寄り添った適正な方法で実施されているかを確認するためのもので、違法又は不当な行為を容易にすることには当たらないと考える。

(3) 補足意見書に対する反論書における主張

① 口座の残高＝滞納額ではないので、各個人の差押えとなる滞納額が想定されるわけではない。また、各個人の差押額は様々であるので、口座にいくら以上残高があれば差押えになるのかの判断はできるはずはない。よって、不当な行為を容易にすることにはならない。審査請求人は、個人情報の公開を求めているわけではなく、あくまである一月（今回は3月）の預金口座の差押えの状況（数字）の公開を求めただけである。

② 現在の国民健康保険の被保険者の状況は「払いたくても払えない」状況の

低所得者が8割以上を占めている。このことを鑑みれば、開庁時間帯には働いている人がほとんどで、納付相談に来庁することも難しいはずである。したがって、滞納処分の回避の為に「転職をくり返す」「確定申告を意図的に遅らせる」などをする余裕のある人、悪質な人がいると判断するのは過剰である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書、当審査会における口頭意見陳述及び補足意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

実施機関には、差押執行状況を管理するための一覧表（電磁的記録）が存在し、このうち平成31年3月1日から同月31日までに預金の差押えを実施した部分を抽出したものが、本件対象文書に相当すると考える。

(3) 本件決定を行った理由について

本件において審査請求人が公開を請求した「預金差押えを実施した日付け」「預金の種類」「差し押さえた金額」の一覧を公開した場合、実施機関が実施する差押えの傾向（月のうち集中する時期、重点的に差し押さえる資産の種類や金額の範囲等）の分析が可能となり、更には、滞納者の資産について実施機関が把握している情報の範囲、滞納処分に係る実施機関の方針、計画等を推測することが可能となる。これらの情報が流出した場合、滞納処分を免れるために財産の隠蔽や処分を行うなど、違法又は不当な行為を容易にするおそれがある。したがって、本件対象文書は、条例第7条第5号アに規定する「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその把握を困難にするおそれ」があるものに該当すると判断し、本件決定を行ったものである。

(4) 補足意見書における主張

① 差押額を公にした場合、差押えとなる滞納額が想定されるほか、口座にい

くら以上残高があれば差押えするのかわ知られることになり、一定額以上の預金は口座に残さないなど、不当な行為を容易にし、正確な財産の把握が困難となるから条例第7条第5号アに該当すると考える。

- ② 差押件数を公にした場合、今回の情報公開請求は預金に限られているが、他の債権について月別で情報公開請求された場合、各債権の差押時期の傾向を分析することが可能となる。

その結果、差押えを逃れようとする滞納者が時期を見計らって転職をくり返す、又は確定申告を意図的に遅らせるなどの行為を行うおそれがあり、徴収が困難になる。

また、近年SNSなどインターネット上での情報伝達が容易となり、納付意識が乏しい滞納者間で情報が共有されることも懸念され、各々の具体的な差押えの状況について、公表すべきではないと考える。

- ③ 預金の種類についても非公開とした理由は、預金の種類を公開したことにより、非公開としていた第三債務者が一部判別できるという問題が判明したためである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「福岡市特定区で、預金を差し押さえた滞納国保料について、実際に通帳残高の差押えを実施した日付（通帳に差押えと載った日）と預金の種類、差し押さえた金額の一覧 対象日付：平成31年3月1日～3月31日」の公開を求めている。

これに対し実施機関は、差押執行状況を管理するため公文書として保有する電磁的記録の中から、特定区において平成31年3月1日から同月31日までの間に実施した差押事案に係るそれぞれの①差押えの実施日（以下「本件各差押日」という。）、②差し押さえた預金の額（以下「本件各差押額」という。）及び③差し押さえた預金の種類（以下「本件各預金種別」という。）の3種類の情報を抽出して本件対象文書を特定したことが認められる。

一般に、公開請求に係る公文書に公開請求に係る情報以外の情報が記録されて

いる場合において、請求者の承諾があるときは、当該部分を白塗りして枠で囲む等の処理をした上で公開し、その承諾が得られないときは、当該部分について白塗りにせず公開・非公開の判断を行うものとされているが（福岡市情報公開事務取扱要綱第8、1、(3)）、実施機関が公文書として保有する電磁的記録から本件公開請求に係る情報のみを抽出した処理は「白塗りして枠で囲む等の処理」に相当し、審査請求人もこれを容認していると解されることから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当であると判断する。

次に、実施機関は、本件各差押日、本件各差押額及び本件各預金種別の3種類の情報について、いずれも条例第7条第5号に該当するとして本件決定を行っており、これに対し審査請求人は、これらの情報の公開を求めていると解される。ここで、仮に当該3種類の情報のうちいずれか1種類でも公開すると、公開した情報の該当件数から平成31年3月に特定区が実施した預金の差押えの件数が明らかとなり、さらに1カ月単位で同一の公開請求をくり返すことにより、特定区における月ごとの差押件数が明らかになるところ、実施機関は、特定区における月ごとの差押件数も条例第7条第5号の非公開情報に該当する旨主張するので、当審査会としては、特定区における月ごとの差押件数、本件各差押日、本件各差押額及び本件各預金種別の同号該当性について、以下検討する。

2 条例第7条第5号について

条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報等を挙げている。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障

が看過しえない程度のものをいう。また、「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

3 第5号該当性について

月ごとの差押件数、本件各差押日、本件各差押額及び本件各預金種別は、いずれも第5号の「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報」と認められることから、各情報における「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無について、以下検討する。

(1) 月ごとの差押件数について

実施機関によると、国民健康保険の滞納処分の公表状況については、年間の差押件数（預金や給与等の財産別）並びに換価件数及び換価金額は区別、差押財産別に公表しているが、月ごとの差押件数は公表していないとのことである。

実施機関は、預金や預金以外の他の債権について月別で公開した場合、各債権の差押時期の傾向を分析することが可能となり、その結果、差押えを逃れようとする滞納者が時期を見計らって転職をくり返す、又は確定申告を遅らせるなどの行為を行うおそれがあり、徴収事務が困難になる旨主張する。しかしながら、仮に月ごとの差押傾向があり、その傾向が分ったとしても多くの滞納者が実際に差押えを回避するとは考えづらく、徴収事務の適正な遂行に看過しえない程度の支障を及ぼすとまではいえないことを踏まえると、実施機関の主張は首肯できない。

よって、月ごとの差押件数は、本件審査請求における実施機関の主張のみでは「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは判断できないことから、第5号に該当せず、公開することが妥当である。

(2) 本件各差押日について

本件各差押日を公にすることにより、実施機関が行う差押えの傾向（月のうち集中的に実施する時期）の分析が可能となり、滞納処分を免れるために財産

の隠蔽や処分を行うなど、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。

よって、差押日は、第5号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 本件各差押額について

実施機関は、本件各差押額が公になった場合、差押えとなる滞納額が想定されるほか、口座にいくら以上残高があれば差押えをするのか知られることになり、一定金額以上の預金は口座に残さないなど、不当な行為を容易にし、正確な財産の把握が困難となる旨主張する。しかし、個別の事案において滞納額と差押額が一致する場合もあるが、必ず一致するというものではなく、また、本件各差押額をもって実施機関が行う差押えの傾向（重点的に差し押さえる金額の範囲）の分析が可能であるとはいえないことから、実施機関の主張は首肯できない。

よって、本件各差押額は、本件審査請求における実施機関の主張のみでは「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは判断できないことから、第5号に該当せず、公開することが妥当である。

(4) 本件各預金種別について

本件各預金種別が公になることにより、実施機関が行う差押えの傾向（重点的に差し押さえる資産の種類）の分析が可能となり、滞納処分を免れるために財産の隠蔽や処分を行うなど、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。

よって、本件各預金種別は、第5号に該当し、非公開とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、適正な手続で個々の預金資産に合わせた滞納処分を実施していれば、差押実施日はランダムであり傾向などはないはずであることなどを種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定については、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年9月17日	諮問（令和元年9月12日付け南区総第131-1号）
令和元年10月15日	実施機関の弁明意見書を収受
令和元年11月14日	審査請求人の反論書を収受
令和元年12月25日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述，審議
令和2年3月18日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述，審議
令和2年5月13日	実施機関の補足意見書を収受
令和2年6月15日	審査請求人の補足意見書に対する反論書を収受
令和2年5月27日（第2部会）	審議
令和2年6月24日（第2部会）	審議
令和2年7月22日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子